



2025年11月12日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県特別職報酬等審議会

会 長 黒 田 達 朗

特別職の報酬等の額について（答申）

2025年10月20日、本審議会は、貴職から県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額の改定について意見を求められたので、慎重に審議した結果、別記のとおり改定するよう答申します。

別 記

答 申

1 報酬又は給料の額

次のとおりとすること

議 長 月額 1,271,000円

副議長 月額 1,118,000円

議 員 月額 1,026,000円

知 事 月額 1,450,000円

副知事 月額 1,149,000円

2 改定時期

この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とすること

3 改定理由

特別職の議員報酬及び給料の額（以下「報酬等の額」という。）は、広く県民の理解が得られるよう、それぞれの職務と職責の度合いや一般職の給与改定状況、国及び他団体の改定動向、社会経済情勢、愛知県の財政状況などを総合的に勘案して判断すべきものとする。

本審議会では、2025年10月20日、知事から諮問を受け、これらの視点を踏まえ、慎重に審議し、論議を行った。

審議において、勘案すべきと判断した主な事情は以下のとおりである。

特別職の報酬等の額について、本審議会はこれまで、一般職に適用される給料表の一つである指定職給料表の改定状況を参考としながら、前回改定からの累積改定率が2％に達した場合を改定の目安としてきたところである。

こうした中、愛知県人事委員会は10月6日、一般職の給与について、すべての職員の給料月額を引き上げることとし、指定職給料表を平均2.79%引き上げることがを勧告したことから、本審議会が特別職の報酬等の額を改定する際の目安としてきた累積改定率を超えることとなった。

他の主要都道府県における特別職の報酬等の状況には、大きな変化は見られないものの、全国的には引上げ改定の動きが見られること、昨今の民間企業における賃金引上げの実態をはじめとする社会経済情勢、愛知県の財政運営は厳しい状況にありながらも、健全で持続可能な財政基盤の確立を図っていることなどを鑑みると、改定を見送るべき要素はないものとする。

これらを総合的に勘案した結果、県議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額を2.79%引き上げることとし、改定時期は、改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）として、諮問のとおり改定すべきと判断した。